

# ○ファイル形式を定める国税庁告示(平成30年国税庁告示第14号)の概要

当該告示は、電子申告等のファイル形式を定めるものであり、以下のとおり、電子申告の義務化対象法人以外の場合は1項、電子申告の義務化対象法人の場合は2項から4項の規定が適用されます。

オン化省令等			告示の該当条項		電子申告の義務化対象法人以外に適用		電子申告の義務化対象法人に適用							
					1項		2項(法人税)			3項(地方法人税)		4項(消費税)		
オン化省令(注1)	手続・方式		書類	号	ファイル形式		号	ファイル形式			号	ファイル形式	号	ファイル形式
5条1項	申告・申請等	入力方式	e-Taxで対応している申告・申請等	1号	XML形式		1号	XML形式			1号	XML形式	1号	XML形式
			法定調書等	2号	XML形式	CSV形式								
5条2項	申請等	イメージデータ方式	e-Taxで対応していない等	3号	PDF形式(※2)									
5条3項	添付書面等	入力方式	財務諸表	4号	XBRL形式	CSV形式(※1)	2号	XBRL形式	CSV形式					
			勘定科目内訳明細書	5号(イ~ロ)	XML形式	CSV形式	3号	XML形式	CSV形式					
			法人税申告別表(明細記載を要する部分)	5号(ハ)	XML形式	CSV形式	3号	XML形式	CSV形式					
			上記以外(4号及び5号以外)	6号	XML形式		4号	XML形式		2号	XML形式	2号	XML形式	
		イメージデータ方式	入力方式以外(4号から6号以外)	7号	PDF形式		5号	PDF形式		3号	PDF形式	3号	PDF形式	
適用開始日				平成31年4月1日 (※1)令和2(2020)年4月1日 (※2)令和3(2021)年1月4日			令和2(2020)年4月1日							

(注)1 「オン化省令」とは、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の活用した行政の推進等に関する省令(平成15年財務省令第71号)をいいます。

2 上記の添付書面等の取扱いは、光ディスク等により提出する場合についても同様とします。